

2026 年度公立大学法人下関市立大学における障害者就労施設等からの
物品等の調達推進を図るための方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

1. 調達の目標

- (1) 物品 10,000 円
- (2) 役務 100,000 円

2. 調達の推進に関する事項

(1) 取組の推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性に留意しつつ、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程第 30 条の規定による随意契約を積極的に活用することにより障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るとともに、可能な限り障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等への配慮

発注に際して可能な限りその仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した規模及び納期の設定に努めるものとする。

3. 調達実績の公表

年度終了後、調達実績を取りまとめ、翌年度 7 月末までにホームページにおいて公表するものとする。